



あすかロータリークラブ

Asuka Rotary Club Weekly Bulletin

RI 会長 : K. R. "Ravi" Ravindran

地区ガバナー : 中澤 忠嗣

会長 : 澤 光彦 エレクト : 吉川 隆博

副会長 : 松中 久 幹事 : 森下 秀城

クラブ会報委員長 : 富士川拓也

Vol. 25 No. 24 (No. 1171) 2015 年 12 月 19 日発行

前回のニコニコ  
¥64,000

前期会費預かり分  
¥855,000

今年度累計  
¥1,615,500



寒風に咲く

於:葛城市石光寺

撮影者:井上重行

第 1171 回 2015 年 12 月 19 日 (土)

## 家族親睦忘年例会

於:リーガロイヤルホテル大阪

1170 回報告 2015 年 12 月 10 日 (木)

於: 橿原ロイヤルホテル

### ソング

「四つのテスト」

ソングリーダー 住吉 襄一会員

### ゲスト

北谷 泰彦様 (卓話講師 大和郡山 RC)

### 出席報告

	全会員	免除者	出席者	MU	出席率%
第 1170 回	56	24	40 (16)	2	87.50
第 1168 回	56	24	33 (13)	10	95.56

### ニコニコ

北谷 泰彦君 本日は拙い話ですが、我慢して聞いて下さい。

澤 光彦君 北谷さん、ようこそ我が RC に卓話にお出で下さりありがとうございます。

森下 秀城君 本日 26 回目の結婚記念日です。花束が家に届くと思いますが、昨日に続いて本日も橿原ロイヤルホテル泊です。松山さん、いつもありがとうございます。

青山 信房君 結婚記念日の花束、ありがとうございました。

吉川 隆博君 誕生日の鼻毛カッターありがとうございます。毎日使って男前を磨きます。

辰巳 林造君 本日 7 日は私の誕生日です。孫娘、家内と家族で有馬温泉、中の坊・瑞苑で祝ってきました。クラブでも祝っていただきありがとうございます。

大塚 昇君 チョット、感ずることがあったので。

### 会長挨拶

○先週の 5 日に、橿原 JC の望年例会及び卒業式に招待され出席してきました。我々ロータリークラブの家族忘年例会の余興は見るか聴くかだけですが、さすが若い JC は、寸劇や自主製作の映像等の上映など工夫を凝らした出し物が満載で大変おもしろかったです。しかし、今年の橿原 JC の現役理事長が正月に飲酒運転で逮捕され、つい先日は OB の田原本町長が逮捕され、大変驚きました。私も含め、皆様方も飲酒運転のないようくれぐれも注意しましょう。

### 幹事報告

- 通常総会について
- 立候補届出書について
- 仲川会員の実父の粗供養について
- 臨時理事役員会について

### 委員会報告

- 選考委員会 島田委員長  
会長ノミニ一候補者に植田会員を指名
- 会長エレクト 吉川会長エレクト  
次年度役員、理事役員候補者を指名

4つのテスト 1.真実かどうか 2.みんなに公平か 3.好意と友情を深めるか 4.みんなのためになるかどうか

○親睦・ロータリー家族委員会 米田委員長



12月のお誕生日

7日 辰巳会員	16日 清水会員	17日 田中会員
18日 吉田格会員	19日 嶋田会員	23日 武井会員
25日 高田会員	27日 米田会員	
29日 吉川会員・野々垣会員		

○櫃の実会 井村幹事  
第124回結果発表



優勝:仲川会員 準優勝:松中会員 3位:森下会員

次回の例会

「飛鳥時代を演出した貴婦人たち  
～女性天皇と日本国誕生～」  
明日香村教育委員会 文学博士 西光慎治様

「RLI について」

RLI 委員会 ディスカッションリーダー  
北谷 泰彦様 (大和郡山 RC)



本日の題目は「RLI について」となっておりますが、RLI について説明するよりも、実際にやってみ

る方が良いと思います、RLI ではファシリテーションという手法を使って行っています。7月にパートI、9月にパートII、11月にパートIIIを行っていますが、11月15日に行った、本年度のパートIIIのセッション5の議題は規定審議会だったのですが、ここでは通常的手法ではなく【教育的ファシリテーションの手法】で行いました。やってみて良かったなと思いましたが、端折ってやってみます。

規定審議会をご存知ですね。あすか RC の定款や細則をもらっておられると思いますが、目を通されていますか？この定款や細則を変更するのが規定審議会です。

○規定審議会

まず、規定審議会について簡単に説明します。規定審議会は3年に1度開催され、クラブや地区あるいは RI 理事会などから提案された立法案の審議と投票が行われます。この審議会で提案が採択されると、その年の7月1日よりロータリーの組織規程が変更されます。この審議会は、ロータリーの運営についてロータリアンが直接意見を表明出来る大変重要な機会となります。

1930年まではすべての立法案や重要事項は国際大会において決定されてきました。1930年、32年の大会で混乱が生まれました。1933年の国際大会で、少数の代表者が提案を審議及び評価する規定審議会というものが提案されました。1934年に最初の規定審議会が開催されました。1970年までは諮問機関でしたが、1970年に立法機関に移行しました。1974年からは3年に1度の開催となり、2001年にシカゴでの開催に固定されました。

○代表議員

1地区1名の代表議員で構成されている。代表議員の資格は RI 役員として全期務めた人でなければならない。ガバナーは RI の役員ですから、ガバナーかパストガバナーが務めています。投票権を持たない議員は元 RI 会長、事務総長、過去10年間の元事務総長、RI 元理事、審議会運営委員会に所属する定款細則委員会の委員、ロータリー財団管理委員1名、最高3名までの特別委員規定審議会の議長と副議長。

○規定審議会には制定案と決議案の2つが提案され

る。

A: 制定案…国際ロータリーの公式規定を変更するもの。RI 定款や RI 細則さらに標準ロータリークラブ定款の各章や各節の条項に対する特別な付託をするもの。ロータリー財団の規則は変更できない。

B: 決議案…ロータリーの方針や決定やロータリーのプログラムの内容について RI 理事会に特別に推奨するもの。決議案はロータリー財団の定款、細則、方針などについても改正を提案する。規定審議会で採択された決議案は、RI 理事会に回送される。決議案に対する最終決定権は理事会にある。

規定審議会の概要は以上です。ここで、2013 年に行われた審議の一部を実際に皆様で審議をして頂きます。皆様は代議員になったつもりで参加して下さい。提案を読み上げますので、賛成か反対かもしくは修正の動議を出すか、理由を挙げて表明して下さい。その後、採決を取ります。その後実際に行われた経過を報告します。

\*13-12 出席規定に奉仕の要件を含めるよう改正する件（オーストラリア）標準 9-1 クラブの奉仕活動参加を出席要件とする。

提案理由

若い会員候補者は、「超私の奉仕」に熱意を抱いており、特に人道的分野を中心とした奉仕活動に積極的に参加したいと望んでいる。費用のかかる、改まった例会に出席するよりも、プロジェクトへの参加を通じて、他のロータリアンと交流することができ、ネットワーク作りのニーズも満たされる。若い世代は、コミュニケーションや様々な決定を電子的な方法を通じて行うことが多く、従来のクラブ例会だけが重要とは考えていない。若い会員の会員増強と奉仕はこれまでのやり方とは異なっており、その違いが認識される必要がある。12 時間の奉仕は、例会への 50%出席に相当するものである。また、E クラブの出席要件にも対応するものである。

(修正案) クラブの奉仕プロジェクトにその他のイベント・活動も含む。【家族遠足等のエクスカージョンも含む】

(修正案の賛成意見)

1. すでに実践されている活動について「ロータリアンに参加するチャンス」を与えることで賛成。
2. 若い世代は奉仕に対して関心を持っていて、例会のスピーチに関心はない。

修正案の採決⇒カードによる採択の後、修正案が採択された。

修正後の立法案の採択⇒340 対 165 で修正後採択  
制定案 13-12 AA 修正採択 340 : 165

\*13-34 クラブの例会を、毎週もしくは隔週のいずれでも良いと認める件。(日本、東京 2750 地区、京城南 RC、東京京浜 RC、東京高輪 RC、英国、オランダ、フランス) 標準 6-1

例会をクラブ細則によって、1 週間に 1 度あるいは 2 週間に 2 度開催する。

提案理由

標準ロータリー・クラブ定款を改正し、隔週でクラブ例会を開くという代替の選択肢を与えるものである。クラブが例会頻度を毎週から隔週に変更する場合、特別に招集された会合において、クラブ会員の 3 分の 2 以上の賛成による決議が必要となると思われる。また例会頻度を変更する場合は、ガバナーの承認が必要になると思われる。

(修正動議)「地区ガバナーの承認があれば」に変更。

(修正案への反対意見) クラブの柔軟性を与えるという意味では地区ガバナーの承認は必要ない。

(修正案への反対意見) 毎年ガバナーが変わるので、ガバナーによっては偏った判断をする恐れがある。

修正案の採決⇒100 対 377 で修正案は否決された。

(反対) 柔軟性という言葉に疑問を持っている。これが認められるとこのクラブがいつ例会を開催しているか分からなくなる。

(修正動議) 一ヶ月に 2 回に変更へ。

(議長) 正当ではないので認められない。

(反対) 断固反対。ロータリーは長い間毎週例会を開くことで今日の繁栄を見た。毎週の例会での親睦を通して力をつけていった。例会の開催頻度を変更する試みは E クラブ、衛星クラブも含めてロータリーを一言で表現することが困難になる。

(賛成) ロータリーの魅力を増していくために社会の変革に対応しなければならない。

(修正動議) クレギンスミス元会長⇒13-36 (月 2 回開催) に修正することを提案する。

修正案の採択⇒322 対 136 で採択

(反対) 現在のロータリアンに不利な状況になる。最低 50%出席義務に対して隔週での例会開催ではその義務を果たすことができなくなる。

(反対) 毎週一度の例会は親睦を目的であった歴史を重んじて惜しい。ライオンズもキワニスも週一回の例会を開催していないのに会員数は減少している。

採択⇒175 対 337 で否決

制定案 13-34 R 否決 175 : 337

\*13-43 仕事をしたことがない人、または仕事を中断している人を正会員として認める件 (フランス) R 定款 5-2

子どもの世話をするため、あるいは配偶者の仕事を支援するために仕事を中断したり、仕事に就けなかった人を正会員とする。

提案理由

RI 定款では、仕事をしていることが、ロータリー・クラブ会員となる資格条件の一つであるとされている。しかし、多くの素晴らしい女性、時には未亡人は、学位を職業に生かしたことがなかったり、ロータリアンであるなしを問わずに夫の仕事の手伝いのために仕事を辞めている。クラブに参加し、知識、経験、人脈を共有することのできるこれらの会員から、クラブは大きな恩恵を得ることができる。

(修正動議) 子どもの世話の文言の中で女性男性の区別をするべきではない。

(her の削除)

(修正案への賛成) ジェンダー問題であるので賛成。

(修正案への反対) 問題は「パートナー」という言葉を「配偶者」に変える必要があるので反対。

修正案への採決⇒367 対 121 で採択

(賛成) 性別に関係なく家事を専業にする人がロータリーになる事に賛成。

(修正動議) 「配偶者」を元の「夫」にするべきであ

る。

(修正案への反対) 修正案に修正する事になるのは正しい議事運営なのだろうか？

修正案への採択⇒239 対 230 で採択

(賛成) 膨大な数の配偶者 (ファミリービジネス) が入会することで RI の収益が増加する。また配偶者は十分な時間を持っているので、ロータリーに貢献する人材になる。

(修正動議) インナーホイールのメンバーがロータリアンになることが出来る。

(議長) 趣旨を変更することになるので不採用。

(賛成) 私は配偶者ホームメーカー、母親ではあるが、ロータリアンとして発言している。

(賛成) E クラブには様々な幅広いメンバーを求めている。ホストペアレントで家事をしている男性に入会をお願いしているが、今のところこの立法案が成立することを待っている状態であるので、採択いただきたい。

採決⇒359 対 165 で採択

(350 が 3 分の 2 なので採択された)

制定案 13-43 AA 修正採択 359 : 165

最近のロータリーはずいぶん変わってしまったなんて声を耳にします。変化を受け身で従うのも一つの方策、従わないというのも一つ、自分から提案をして、自分の考え方をロータリーの活動に反映させるというのも一つの方策だと思いますが、「そんなしんどい事をしなくても」というのが一般的な考え方だと思います。

世界のロータリーは規定審議会というしんどい事をして、その活動の方針を決めているのだという事を知って頂いて、ロータリークラブの何たるかを見直して頂けたらいいのではないのでしょうか。

2650 地区では毎年 7・9・11 月に京都文教学園で RLI セミナーを行っております。各クラブから 1 名参加してもらっておりますが、複数名の参加も可能です。現在は会長エレクトの参加が多いですが、120 名くらいまでは参加できますので、参加してみたいと思われる方は、毎年 7 月に募集しますので、会長に申し出てみて下さい。